



1. はじめに♪

皆さんこんにちは。春もたけなわとなりました。「エチュード♪」ではご無沙汰しています。「伝説の名指揮者(?)」こと弁理士の中川^{マエストロ}浄宗^{きよむね}です。

2017年7月号から間が空きましたが、今回から数回のレッスンでは、「特許法」について、「発明」とは何かを理解するのに役立つ判例を紹介します。

まずは、特許法の規定を確認しておきましょう。特許法は、「この法律で『発明』とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう」(特2条1項)と定義しています。

本稿では、以前4回にわたって「自然法則を利用していること」という発明の第1の要件について、説明しました。そこで、今回は「技術的思想であること」という発明の第2の要件について、解説していきます。

さて、特許庁で特許出願の審査を行う際の指針になる「特許・実用新案審査基準」は、発明に該当しないものの類型で、技術的思想でないものとして、次の3つのものを挙げています。

すなわち、第1にフォークボールの投球方法といった「技能」、第2に録音された音楽にのみ特徴を有するCDといった「情報の単なる提示」、第3に絵画や彫刻といった「単なる美的創造物」が挙げられています。

しかしながら、技術的思想とはそもそも何でしょうか？今回は、技術とは何かについて述べるとともに、上記の「情報の単なる提示」に当たるか否かについて判断した東京高等裁判所の平成11年5月26日の判決「ビデオ記録媒体事件」を紹介します。

今回紹介する判決を通じて、皆さんには、「自然法則の利用」に続いて、「技術的思想」についても、「マスター」していただきましょう。

2. この事件のあらすじ♪

原告Xは、昭和57年3月17日に行った特許出願(特願昭57-40901号)を分割し、その名称を「ビデオ記録媒体」とする発明(X発明)について、平成2年11月30日に特許出願(特願平2-330750号(X出願))を行いました。

ここで、X発明はいわゆる「カラオケビデオ」に関する発明ですから、p.23のX発明のイメージ図をご覧くださいながら、皆さんがカラオケで歌うときのことを思い起こしてください。

X発明は、歌唱する楽曲の伴奏になる音声情報、その楽曲の歌詞である文字情報、およびその楽曲の背景になる映像情報が記録されたビデオ記録媒体であり、文字情報のうち、音声情報の進行に伴った歌うべき文字の色を色調変換器(文字情報に着色する装置)によって異なるようにして記録したことを特徴とするものです。

X発明によるビデオ記録媒体によれば、伴奏の再生に伴って、歌詞も文字としてモニターに表示されます。また、そのようにして表示される文字のうち、今歌うべき文字を他の文字と区別できるように色を変換させて表示されているのです。

このようなX発明によれば、歌詞集から歌詞を探し出す必要がなくなるとともに、歌唱と伴奏のタイミングがずれにくくなるとされています。

さて、Xは、平成8年5月21日にX出願について審査官から拒絶査定を受けたため、同年9月19日に拒絶査定不服審判を請求しました。

そうしたところ、審判官は、X発明が技術的思想ではないため、特許法上の発明とは認められないから、特許を取得することができないとして、拒絶審決を行いました(平成8年審判15456事件)。

そこで、Xは特許庁長官を被告として、この拒絶審決の取り消しを求め、審決取消訴訟を提起したわけです。

3. この判決の内容

1. 規範定立

この判決のポイント

「……特許法2条に定義される発明とは、その定義からも明らかなように、『技術的思想であること』をその要件の1つとするものであるが、この要件に示された『技術』については、『技術は一定の目的を達成するための具体的手段であって実際に利用できるもので、技能とは異なって他人に伝達できる客観性を持つものである』……ことが必要とされるものと認められるところ、この観点からみて、……(引用者注: 審査基準)が、『情報の単なる提示(提示される情報の内容にのみ特徴を有するもの)』を、『技術的思想』でないことから『産業上利用することができる発明』に該当しないものとし、『情報

の提示(提示それ自体、提示手段、提示方法など)に技術的特徴があるもの』を、当該『発明』に該当する旨を開示したことは、いずれも相当と認められる」
「……記録媒体における『情報の提示(提示それ自体、提示手段、提示方法など)に技術的特徴があるもの』とは、情報の記録の仕方それ自体や、記録手段及び記録方法等に技術的特徴があることから、その結果として、提供された情報にその特徴が反映されたものといわなければならない」

2. 当てはめ

「まず、X発明の要旨の前段、『歌うべき曲の伴奏となる音声情報と、該曲の歌詞となる文字情報および映像情報とが記録されたビデオ記録媒体において』によれば、X発明は、歌うべき曲の伴奏となる『音声情報』、該曲の歌詞となる『文字情報』及び該曲の背景となる『映像情報』を、それぞれ音声、文字及び映像の形式によりビデオ記録媒体に記録したものであると認められる。そして、この記録媒体について、要旨の

後段では、『前記文字情報のうちの前記音声情報の進行に伴った歌うべき文字の色を上記文字情報に着色を行う色調変化器によって異ならしめて記録したことを特徴とする』ものとされており、これによれば、歌うべき曲の歌詞である文字情報に基づく文字について、一定の色を付すことを前提として、伴奏となる音声情報の進行、すなわち時間の経過に伴い、色調変化器によって、この文字の色を、順次、異なる色に着色せしめて記録したことを特徴とするものと認められ、この記録媒体を表示装置において再生した場合には、歌唱者に対して、伴奏となる音声情報の進行に伴って、歌うべき文字の色が、順次、異なって表示されていくという結果を提供するものである。このように歌うべき歌詞を文字として記録するようにし、しかも、その文字のうち現に歌うべき文字を他の文字と区別できるように色を変化させて記録するという構成を採用し、これに相当する結果を提供する以上、X発明は、文字に関する『情報の提示』に技術的特徴を有するものといわなければならない」

【X発明のイメージ図】



4. 技術とは

本判決は、上記のように「技術」および「情報の提示」とは何かについて判示し、X発明は情報の提示に技術的な特徴を有すると判断しています。

ここで、本判決が示した技術の定義に、審査基準が示す技術的思想でないものの例を当てはめてみましょう。

まず、フォークボールの投球方法といった技能はどうでしょうか？

フォークボールは、プロ野球のピッチャーのように、個人が練習を積み重ねることで投げられるようになるものです。プロ野球のピッチャーからその投げ方を教わったとしても、教わった人がみんなフォークボールを投げられるようにはなりませんよね。

よって、このような技能は、他人に伝達できる客観性を欠いている、つまり反復可能性を欠いていますから、技術的思想には当たらないのです。

ここで、以前本稿で紹介した最高裁判所の平成12年2月29日の判決「黄桃の育種増殖法事件」を思い出してみましょう。この判例は、「『自然法則を利用した』発明であるためには、当業者がそれを反復実施することにより同一結果を得られること、すなわち、反復可能性のあることが必要である」と述べていました。

つまり、技能は、自然法則を利用していることという発明の第1の要件も満たしていないといえるのです。

次に、本件で問題になった情報の単なる提示はどうでしょうか？

X発明に基づいて考えてみましょう。X発明の主要な目的は、カラオケで歌唱者が伴奏とタイミングを合わせて歌唱しやすくすることにあります。

ところが、どんな楽器による伴奏であろうと(音声情報)、どんな作詞家が作詞した歌詞であろうと(文字情報)、どんな背景による映像であろうと(映像情報)、カラオケで歌唱者が伴奏とタイミングを合わせて歌唱しやすくすることには直接結び付かないでしょう。

つまり、カラオケビデオに収録されている音声情報、文字情報、そして映像情報のような「情報の内容」それ自体にどんなに特徴があっても、それは一定の目的を達成するための具体的な手段を提供するものではありません。ですから、情報の単なる提示は、技術的思想には当たらないのです。

それでは、絵画や彫刻といった単なる美的創造物はどうでしょうか？

何をもって美しいと感じるかは、主観によるものですから、個々人によって異なります。一定の造形にすれば、人は必ず美しいと感じるといったことはないでしょう。

つまり、万人に美しさを感じさせることができる具体的な手段といったものは、そもそも存在しないと考えられます。ですから、美的創造物は、技術的思想には当たらないのです。

ここで、技術的思想という要件は、さまざまな法律からなる知的財産法の役割分担を図っているとも考えられます。

すなわち、発明も美的創造物も、人間が創造的な活動をして生み出すもの、つまり「創作物」であるという点では共通しています。

しかし、発明や考案(実2条1項)に技術的思想という要件が含まれていることで、創作物の内、技術的な性質を有するものは、特許法や実用新案法によって保護されることになります。

それでは、創作物の内、技術的思想ではない美的創造物は、どのような法律で保護されるのでしょうか。もう皆さんお気付きのとおりですね。そのような文化的な性質を有するものは、著作権法によって保護されるわけです。

5. 技術的思想とは

次に、技術的思想における「思想」について説明しましょう。

まず、思想とは考え・アイデアのことですから、その意味において、発明は観念的で抽象的な存在です。

これに対して、著作権法が保護している著作物は「表現」されていることが要件です(著2条1項1号)。この要件は、書いたり歌ったりして、他人がそれを感じ取れる程度に、作品が具体的になっていることを意味しています。ですから、その意味において、著作物は実体的で具体的な存在です。



もちろん、皆さんもご存じのとおり、特許出願を行う際は、明細書といった出願書類に発明を記述する必要があります（特36条）。しかしながら、そういった文書を作成したり、見本や試作品を作製したりして具現化するには至っていなくても、技術的思想としての発明は、十分に成立するわけです。

もっとも、発明は、ただ思想であるというだけでなく、あくまでも技術的な思想でなければなりません。

本判決が述べるように、技術とは、一定の目的を達成するための具体的手段であって、実際に利用できるものことです。技術的思想というためには、具体性や実現可能性も備えていなければならないのです。

そうすると、技術的思想とは、思想であるために抽象的でありながら、技術に関するものであるからにはそれが具体的である必要もあります。

それでは、X発明について考えてみましょう。X発明は、カラオケで歌唱者が伴奏とタイミングを合わせて歌唱しやすくすることを目的としています。

そこで、X発明は、その目的を達成すべく、カラオケビデオに、歌唱すべき歌詞を文字として記録し、その文字のうち今歌唱すべき文字を他の文字と区別できるように色を変化させて記録するという手段を採用しています。

そして、そのような手段を講じたカラオケビデオを再生すると、歌唱者に対し、伴奏の進行と合わせて、歌唱すべき文字の色が、順次、異なって表示されていくことになります。

つまり、X発明は、歌詞（文字情報）の内容に特徴があるのではなく、歌唱者に対して歌詞を提示する方法に特徴があるわけです。よって、先ほどの情報の単なる提示ではないのです。

そして、その結果として、歌唱者は伴奏とタイミングを合わせて歌唱しやすくなるという効果が得られる、つまりX発明の目的が達成されるわけです。

そうすると、X発明は、その発明の目的を達成するために必要な手段を提示しており、そのような手段に見合った効果を実際に発揮できるわけですから、十分具体的であるといえます。

6. おわりに♪

今回のレッスンでは、技術的思想であるか否かの境界は、思想であることによる抽象性と、技術であることによる具体性のはざまにある問題であること、そして技術的思想に該当しないものの例を押さえておいてください。

特に、本件のように、情報の単なる提示にすぎないのか、それとも情報の提示に技術的特徴があるのかを判断するのは難しい場合があります。

簡単にいうと、本稿を例にすれば、記述されている情報それ自体は、どんなに有益で(?)特徴があったとしても、技術的思想に該当しません。

一方、皆さんの視覚により訴えるように、3Dやホログラムで提示することは、情報の提示に技術的特徴がありますから、技術的思想に該当するわけです（面白そうなので、実現できるかどうか編集部と相談してみます◎）。

次の「エチュード」では、3つ目の要件である「創作」について、判例を紹介してご説明しましょう。それでは皆さん、今回もお疲れさまでした！

【ひと目で分かる今回のレッスンのポイント】

技術とは、一定の目的を達成するための具体的手段であって、実際に利用できるものであり、技能とは異なって他人に伝達できる客観性を持つものである。

技能（例、フォークの投球方法）、情報の単なる提示（例、録音された音楽にしき特徴がないCD）、単なる美的創造物



に該当しない。

情報の提示（提示それ自体・提示手段・提示方法など）に技術的特徴があるもの（例、本件のX発明）



に該当する。

中川 浄宗 (Kiyomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長/弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開業、幅広く知的財産の実務に携わり、専修大学および東海大学で講師も務める。ベルディのレクイエムは、劇的に過ぎるといふ批判にも晒されたが、鬼気迫る「怒りの目」はオペラ作曲家ならではの楽曲である。

〒231-0006 神奈川県横浜市中央区南仲通3-35横浜エクセレントⅢ TEL.045-651-0236
URL : <http://www.ipagent.jp>
E-mail : customer@ipagent.jp